

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 5 月 18 日現在

機関番号：34416

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2011～2014

課題番号：23730115

研究課題名(和文) 民事責任の制裁機能に関する社会理論的考察

研究課題名(英文) Sociological examination on the punishment of wrongdoers as a function of tort liability

研究代表者

今野 正規 (KONNO, MASANORI)

関西大学・法学部・准教授

研究者番号：10454589

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,900,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、哲学、社会学、文化人類学などの隣接諸領域の知見を参考に、民事責任の制裁機能について理論的な検討を加えることを目的とするものである。本研究では、第1に、ミシェル・フーコーの「危険人物」概念に関する研究の分析を通して、19世紀末葉における無過失責任と犯罪人類学の出現との間に一定の平行関係のことが明らかにされ、第2に、民事責任の社会的機能を明らかにするために、エミール・デュルケーム、マルセル・モース、ポール・フォコネの議論に検討が加えられた。

研究成果の概要(英文)：This study aims to theoretically examine the function performed by tort liability when damages occur. Some similarities between non-fault liability and the emergence of criminal anthropology at the end of the 19th century are examined by analyzing Michel Foucault's research regarding the concept of the "dangerous individual." In addition, sociological theories of Emile Durkheim, Marcel Mauss, and Paul Fauconnet are examined to define social functions of tort liability.

研究分野：民法

キーワード：民事責任 不法行為法 制裁機能 ミシェル・フーコー エミール・デュルケーム ポール・フォコネ
マルセル・モース

1. 研究開始当初の背景

わが国では、伝統的に、民事責任は、被害者の損害填補を主たる機能とする制度として理解されており、加害者に対する制裁やそれを威嚇とした不法行為の抑止といった機能は、損害填補に付随する二次的・副次的な機能として位置づけられるにとどまってきた。

しかしながら、公害・薬害訴訟を契機として、刑事責任の追及や行政処分によっては十分に実現できない被害者の要請（加害者の制裁、事件の真相究明、不法行為の再発防止）を民事責任の追及を通じて実現しようとする動きがみられるようになり、近時では、学説においても、民事責任の目的・機能を再検討する動きが活発となっている。

もっとも、わが国では、民事責任の制裁機能は、しばしば刑事責任とパラレルに理解され、その結果、ともすれば制裁を威嚇とした不法行為の抑止と直結され、議論は、加害者が不法行為によって得た利益の吐き出しや損害賠償額の増額の可否に終始する傾向にあった。

研究代表者は、これまでの研究のなかで、近年では大規模損害が問題となった事件のなかで、被害者が民事責任の追及を通して加害者の制裁や事件の真相究明を果たそうとする動きが顕著となっていること、そしてそれらに関する議論において制裁的要素が民事責任の要件効果論にも影響を与えていることに注目してきた。こうした現象は、金銭による損害填補と同義のものとして語られる被害者救済が、被害者によって実際に求められている救済と必ずしも一致していないことを意識させるばかりでなく、民事責任が現実の社会において果たしている機能とは何か、または果たすことが期待されている機能とは何かという問いへと我々を導くものである。

2. 研究の目的

以上を踏まえ、本研究は、民事責任の機能を専ら被害者の損害填補に還元して理解してきた従来の議論に批判的検討を加え、制裁機能を中心に民事責任が現実に果たしている機能を、哲学・社会学・社会人類学などの隣接諸領域の知見を参照しつつ、明らかにすることを目的とするものである。もっとも、限られた研究期間内に、広汎に亘る民事責任の制裁機能に関する議論全てを研究対象とすることは不可能であるため、本研究では、さしあたり次の2つを具体的検討課題として設定した。

(1) 民事責任と刑事責任の機能的峻別の批判的考察

まず、伝統的に民事責任の制裁機能を否定する際にしばしば根拠とされてきた民事責任と刑事責任の機能的分化の生成過程を再検討する。民事責任と刑事責任の厳格な峻別

に立脚する近代法において、民事責任の機能は被害者の損害填補へ還元され、加害者の制裁やそれを威嚇とした犯罪・不法行為の抑止といった機能は、専ら刑事責任へと委ねられる。こうした理解については、近時、多くの研究が再検討の必要性を強調していたところであるが、本研究は、そうした問題意識を引き継ぎつつ、民事責任と刑事責任の機能が明確化されていく過程を、ミシェル・フーコーの権力論に依拠しつつ、社会思想史的観点から再検討することを第1の課題とする。

(2) 民事責任の制裁機能についての理論的考察

次に、従来必ずしも明確でなかった民事責任の制裁機能について、犯罪論・刑罰論の観点から検討を加える。民事責任が多かれ少なかれ制裁機能を有することについては従来から異論のないところである。しかしながら、民事責任の制裁機能が具体的にどのような機能を指すのかについては必ずしも明らかではなく、ともすれば被害者の損害填補の副次的機能として、または不法行為の抑止機能と表裏一体の機能として、他の機能と明確に区別されることなく論じられる傾向にあった。そこで、本研究は、犯罪や刑罰について独特の理解を提示するエミール・デュルケム、ポール・フォコネの議論を採り上げつつ、民事責任の制裁機能固有の意味について検討を加えることを第2の課題とする。

3. 研究の方法

本研究は、文献の収集・検討を中心として進められた。ただし、上記目的との関係で、研究を進めるにあたっては、次の2点に留意した。

(1) 学際的視点の導入

第1に、従来の法的な思考枠組では把握することが困難な民事責任の機能を捉えるために、学際的な観点から検討を加える。個別の制度目的とは別に民事責任が現実に担っている機能を論じるにあたっては、判例や学説の検討に重きを置く民法学の伝統的な研究手法には限界がある。本研究は、そうした認識のもとで、伝統的な研究手法からは意識的に距離を置き、法律学のみならず、社会思想史、社会学、社会人類学などの知見を横断的に参照しつつ検討を加えるものである。

なお、本研究では、学際的なアプローチが採られる延長線上に、社会学や社会人類学でしばしば取り上げられる非西欧社会をも研究対象とした。これらの社会にみられる現象は、西欧社会において民事責任が現実に果たしている機能を明らかにする際にも多くの示唆を与えてくれるものと考えたからである。

(2) 比較法的手法の採用

第2に、比較法的手法を採り入れ、その対

象としてフランス民事責任論を採り上げる。フランスでは、19世紀初頭に民法典が編纂されて以来、2世紀以上に亘る民事責任論の蓄積があり、その分析も法学固有の観点からなされたものにとどまらず、様々な分野から多角的な検討が加えられている。また、近年では、HIV感染事件、C型肝炎感染事件、狂牛病事件、アスベスト禍事件などを契機として、民事責任の制裁機能に関する議論が高まっている。本研究は、それらの議論に関する文献を収集し、現代社会における民事責任の制裁機能を検討するための素材とする。さらに、フランスの議論とわが国の議論を比較検討するために、わが国の公害訴訟、薬害訴訟、原発訴訟に関連する文献も収集し、検討を加える。

4. 研究成果

本研究の成果は次の通りである。

(1) 民事責任・刑事責任の峻別の相対化

上記第1の課題については、まず民事責任と刑事責任の分化を検討する準備作業として、19世紀末葉におけるフランス民事責任論の変遷について、社会秩序の形成・維持という観点から検討が加えられた（〔雑誌論文〕）。「過失責任から無過失責任へ」と表現される19世紀フランスの民事責任の変遷は、従来、専ら被害者救済の拡大の歴史として理解されてきた。これに対して、本研究では、民事責任の変遷を社会秩序の維持・形成という観点から再検討することで、19世紀末葉における無過失責任の台頭が、それまで社会にとって「例外的なもの」として位置づけられてきた「事故」が社会にとって「通常のもの」として位置づけられるようになるという認識論的な転換を背景とするものであること、それゆえ、無過失責任は、「事故」を社会にとっての所与として捉えつつ、それを制御し、低減させようという社会秩序の形成・維持の関心にも裏付けられた制度であることなどを明らかにした。

次に、フランスの思想家ミシェル・フーコーが1977年に提示した仮説を民事責任論の文脈から検討することを通して、民事責任と刑事責任の分化の相対化も試みられた（〔雑誌論文〕）。その結果、19世紀末葉に刑事責任の領域で登場した犯罪人類学や社会防衛論の枠組に、民事責任の領域で登場したりスクに対する責任と同様の思考枠組が認められること、19世紀末葉に民事・刑事両責任の議論に大きな影響を与えたレイモン・サレイユの議論も、民事責任と刑事責任を同じ枠組で理解するものであったこと、それゆえ、19世紀末葉のフランスにおいて、民事責任は、刑事責任から機能的に分離されたのではなく、むしろ同様の機能を担う制度として同様の変遷に服していたことなどが明らかにされた。

(2) 刑罰の社会的機能の明確化 制裁機能についての分析視角の獲得

上記第2の課題については、刑罰の機能を社会学的な観点から位置づけるフランスの社会学者エミール・デュルケーム及びその議論を引き継いだポール・フォコネの議論を採り上げ、検討を加えた。その結果、犯罪を集合的意識に対する侵害として定義し、それに対して科される刑罰に、集合的意識の生命力の維持、社会的凝集の保全という機能をみるデュルケームの議論が、犯罪・不法行為の抑止とは切り離された固有の社会的機能を刑罰に付与することを可能とするものであること、犯罪の処罰に至るプロセスを社会的な観点から捉え、責任の発生から帰属までを犯罪の象徴への集合的感情の移転として理解するフォコネの議論が、刑罰に集合的感情という観点から犯罪・不法行為の抑止とは異なる独自の意味を付与するばかりではなく、責任を責任主体から生じるものとしてではなく、社会的に構成されるものとして理解することを可能とするものであることなどの知見を得た。デュルケームやフォコネの議論は、民事責任を念頭に置いたものではないものの、彼らの議論は、民事責任の制裁機能を考える上で有益な示唆を提供するものである。

(3) 贈与交換の観点からの損害賠償の把握

他方で、加害者・被害者間の紛争解決を目的とする民事責任の機能を考える上では、民事責任が紛争当事者間でどのように作用するのかという視点も忘れることはできない。本研究では、研究当初に設定されていた課題をさらに深化させ、マルセル・モースの議論からの示唆をもとに、加害者による被害者への損害賠償の支払を贈与交換として捉え直すことで、民事責任の機能に従来とは異なる観点からアプローチすることをも試みた（〔雑誌論文〕）。こうしたアプローチの契機をなすものである。その結果として、原始社会においては、損害が発生した際に、その賠償としてモノの贈与がなされることで紛争解決や社会秩序の回復が図られていること、20世紀後半にパプアニューギニアで導入された「補償」(compensation)制度は、損害賠償という西洋的な制度にルーツを有すると同時に、伝統的な贈与交換にもルーツを有するものであること、原始社会において、贈与交換は、贈与者と受贈者との間に人格的な紐帯を形成するものであり、それゆえ、損害賠償としてなされているモノの贈与は、単に損害填補のみを目的としてなされているわけではないことなどの知見を得た。

こうした議論は、加害者から被害者への財の移転それ自体に一定の意義が認められること、それゆえ、民事責任に他の制度（たとえば被害者と加害者との関係性を希薄化する保険や社会保障）では実現することができない固有の機能があることを示唆するもの

であり、わが国の民事責任の機能を考える上でも、従来とは異なる視点を提供すると思われる。

なし

(4)総括

以上のように、民事責任の制裁的機能の再検討を目的として開始された本研究は、これまでの議論において当然の前提とされてきた民事責任と刑事責任の機能的峻別が必ずしも一義的なものではないこと及び加害者の制裁として語られてきたものに損害填補や不法行為の抑止から切り離された独自の意義があることを認識させるに至った。

上記(1)については研究期間中に研究成果を公表することができたものの、上記(2)については研究成果の公表に至っておらず、今後の課題となっている。上記(3)については、研究開始当初には想定していなかった進展であり、その着想の一部を公表できたことは、本研究にとって予想外の収穫であったが、研究のそのものとしては緒に就いたばかりであり、今後さらに発展させていきたいと考えている。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計4件)

今野正規「マルセル・モース『贈与論』における所有」インド・南アフリカ財産的情報研究II(関西大学法学研究所研究叢書第51冊)21-62頁(2014年)査読無し

今野正規「民事責任とミシェル・フーコーの仮説」関西大学法学論集 63巻1号119-152頁(2013年)査読無し

<http://hdl.handle.net/10112/8316>

今野正規「文化を法的に保護するということ 『観光アイヌ』問題と所有権概念」インド・南アフリカ財産的情報研究I(関西大学法学研究所研究叢書第47冊)59-85頁(2012年)査読無し

今野正規「民事責任と社会秩序(2・完) 社会思想からみた19世紀フランスにおける民事責任の変遷」関西大学法学論集61巻2号305-353頁(2011年)査読無し

<http://hdl.handle.net/10112/6541>

6. 研究組織

(1)研究代表者

今野 正規 (KONNO, Masanori)

関西大学・法学部・准教授

研究者番号：10454589

(2)研究分担者

なし

(3)連携研究者